

(平成22年度支援)

原状回復事業事例：大分県混合廃棄物事案

事案の類型	中間処理施設及び最終処分場における不適正処理
事案の場所	大分県杵築市
行為者	大分県杵築市内 A社 前代表取締役 B
規模及び種類	投棄面積；1,568m ² 投棄量；約67,000m ³ 木くず、廃プラスチック類、金属、がれき類、医療系廃棄物等
支障のおそれ	医療系廃棄物、木くず等の非安定型の廃棄物及び場内数カ所で放置され放置された廃棄物が、農業用水路への飛散・流出、汚染、火災の発生、害虫の発生のおそれ等がある。 また、火災が発生した第3次処分場は覆土されているものの、依然として火災が発生するおそれや、硫化水素が発生するおそれがある。
対策工の概要	第3次最終処分場については、覆土により、火災発生や硫化水素ガス発生を防止を図った。石膏ボード、医療系廃棄物、畳等、木くず、廃油、燃え殻、綿類等については、選別した後に廃棄物処理業者へ処理を委託した。その他の廃棄物については、原位置覆土（3箇所）若しくは、ネット工（1箇所）を講じた。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 282.38t（564.5m ³ ）
代執行費用	66,360,000円
支援した資金額	49,770,000円

代執行前



【事案概要】

行為者A社は、昭和58年に許可を取得し、産業廃棄物処理業を営む者である。

平成18年3月、安定型最終処分場（第3次処分場）の許可を取得・運営してきた。同年7月、硫化水素の発生及び浸出水の悪化が確認された。

平成18年9月、焼却施設付近の木くず等から火災が発生したため、消防署が出動し、これを鎮火した。県は、同年11月に改善命令を発出したところ、A社は、同年12月、是正措置を講じた。

平成19年4月、第3期分での埋立処分を開始したが、7月には浸出水の悪化が確認されている。平成20年3月、第3期分埋立処分場の試掘を行ったところ、医療系廃棄物等が確認されたため、県は、改善命令を発出した。

平成20年4月、第1、2期処分場から出火し、消防署・防災ヘリが出動して鎮火した。

県は、平成21年1月、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分、平成21年2月、A社へ措置命令、平成21年4月、産業廃棄物処理施設（焼却、破碎、埋立）の許可取消処分、平成21年5月、A社元代表取締役Bへ措置命令を行った。

なお、平成20年1月には、A社は民事再生手続き開始の申立を行っている。

代執行後

